

平成 26 年第 3 回
城里町議会臨時会会議録

平成 26 年 7 月 23 日 開会
平成 26 年 7 月 23 日 閉会

城里町議会

平成26年第3回 城里町議会臨時会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

会議録第1号

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	7
・ 町民憲章唱和	7
・ 議長挨拶	8
・ 議員の出欠	8
・ 開会の宣告	8
・ 議事日程の報告	8
・ 会議録署名議員の指名	8
・ 会期の決定	8
・ 町長挨拶	9
・ 町長施政方針概要	10
・ 承認第13号～議案第55号 一括上程、提案理由説明	12
・ 質疑	16
・ 討論	29
・ 採決	30
・ 日程追加	33
・ 発議第4号 提案理由説明、質疑、討論、採決	34
・ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	36
・ 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について	37
・ 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について	37
・ 町長挨拶	38

・閉会の宣告	38
○ 閉会	39

平成26年城里町告示第70号

平成26年第3回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年7月10日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成26年7月23日（水）午後2時
2. 場 所 コミュニティセンター城里 サークル室
3. 案 件
 - (1) 平成26年度城里町一般会計暫定補正予算（第2号）の承認について
 - (2) 平成26年度城里町国民健康保険特別会計暫定補正予算（第1号）の承認について
 - (3) 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定補正予算（第1号）の承認について
 - (4) 平成26年度城里町介護保険特別会計暫定補正予算（第1号）の承認について
 - (5) 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計暫定補正予算（第1号）の承認について
 - (6) 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定補正予算（第1号）の承認について
 - (7) 平成26年度城里町水道事業会計算暫定補正予算（第1号）の承認について
 - (8) 平成26年度城里町一般会計予算について
 - (9) 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算について
 - (10) 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
 - (11) 平成26年度城里町介護保険特別会計予算について
 - (12) 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
 - (13) 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
 - (14) 平成26年度城里町水道事業会計予算について

平成26年第3回城里町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	7月23日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ◎開会 ◎施政方針 ◎提案理由説明 ◎議案質疑、討論、採決 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員（16名）

1番	藤 咲 芙美子 君	9番	桐 原 健 一 君
2番	片 岡 藏 之 君	10番	小 林 祥 宏 君
3番	藺 部 一 君	11番	南 條 治 君
4番	余 水 紀 夫 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坏 孝 君

1. 不応招議員

な し

平成26年第3回
城里町議会臨時会会議録 第1号

平成26年7月23日 午後2時13分開会

1. 出席議員（16名）

1番	藤 咲 芙美子 君	9番	桐 原 健 一 君
2番	片 岡 藏 之 君	10番	小 林 祥 宏 君
3番	菌 部 一 君	11番	南 條 治 君
4番	余 水 紀 夫 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坏 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	小 山 一 夫
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	高 松 輝 美
税 務 課 長	宮 田 恵 子
町 民 課 長	鯉 渕 弘 之
保 険 課 長	仲 田 克 之
健 康 福 祉 課 長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課 長	吉 田 一
都 市 建 設 課 長	富 田 和 明
下 水 道 課 長	茅 根 文 夫
会計管理者（会計課長）	小 林 恵 子
水 道 課 長	仲 田 不 二 雄
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

教育委員会事務局長

大貫忠男

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
主 任 書 記
書 記

鈴 木 貴 司
興 野 友 宣
仲 田 富 美 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成26年7月23日（水曜日）

午後 2時13分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第13号 専決処分第13号（平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第2号）の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第14号 専決処分第14号（平成26年度城里町国民健康保険特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第15号 専決処分第15号（平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第16号 専決処分第16号（平成26年度城里町介護保険特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第17号 専決処分第17号（平成26年度城里町公共下水道事業特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第18号 専決処分第18号（平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第9 承認第19号 専決処分第19号（平成26年度城里町水道事業会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第49号 平成26年度城里町一般会計予算について
- 日程第11 議案第50号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第51号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第52号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第53号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第54号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計予算について

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
日程第18 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
日程第19 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
追加日程第1 発議第4号 城里町長の不信任決議案

1. 本日の会議に付した事件

承認第13号

承認第14号

承認第15号

承認第16号

承認第17号

承認第18号

承認第19号

議案第49号

議案第50号

議案第51号

議案第52号

議案第53号

議案第54号

議案第55号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

発議第4号

午後 2時13分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いします。

ご起立を願います。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小松崎三夫君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） 平成26年第3回城里町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、平成26年度城里町の一般会計及び特別会計の予算を審議するものでございます。議事運営につきましては、各位の特段のご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。
ただいまの出席議員数は16名です。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、城里町議会会議規則第116条の規定により

14番 鯉 渕 秀 雄 君

15番 根 本 正 典 君

16番 小 塚 孝 君

以上3君をご指名申し上げます。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 続きます、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間限りとしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、臨時会の会期は本日1日間限りと決定をいたしました。

ここで、議案の審議及び説明方法についてお諮りをいたします。

本日の会議の審議方法につきましては、特別委員会を組織しないで全議員で審議すること、議員自身の自己の委員会所管分についても質問できること、次に説明方法につきましては、施政方針の説明については朗読は省略すること、なお提案理由については全文朗読すること、以上のようにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、本日の審議及び説明方法は、先ほどお諮りしたとおりといたします。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人30名を許可をいたしました。

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可をいたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本日は、平成26年第3回議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多用の中をご出席いただき、ありがとうございます。

本臨時会は、一般会計ほか6つの特別会計補正予算の専決処分に伴います承認関係、またさきの定例議会におきまして、一般会計ほか6つの特別会計予算が否決となりましたことから、改めてご審議をいただくものでございます。

この平成26年度一般会計ほか6つの各特別会計予算につきましては、三たび否決され、建設事業等投資的経費が執行できず、ますます町民生活への影響が懸念されるところでございますので、慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

町長施政方針概要

○議長（小松崎三夫君） これより平成26年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針概要について説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本日、ここに平成26年第3回城里町議会臨時会の開会に当たり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

合併から10年という節目の年度を迎え、平成26年度はこれまでの町政を検証し、東日本大震災からの復興とともに、更なる飛躍・発展を目指す大きな転換期になるものと感じております。城里町の町政を担う重責に身の引き締まる思いではありますが、全力を尽くして町政発展に努めてまいり所存でありますので、何とぞ議員各位を初め町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

以下、主な施策の概要につきましては、4月22日の第1回定例会から6月17日の第2回定例会の開会時におきまして申し上げましたので、朗読は省略させていただきます。

平成26年度予算編成につきましては、本年2年目となる本庁舎の再建などの大きな事業の執行により、過去最大の予算規模となりました。全体的には健全な財政運営を堅持するため、業務の簡素化、効率化を図り、徹底した経費の削減に努め、限りある財源をもって、昨年度に引き続き防災力の強化、学校施設などの耐震化の推進や道路整備、子育て支援や高齢者等の健康づくりなど、福祉の充実にも重点を置き予算を編成いたしました。

平成26年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり114億9,400万円で、前年度当初比28.5%の増となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）につきましては、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり25億5,930万6,000円で、前年度当初比4.3%の増となっております。

続いて、国民健康保険特別会計（施設勘定）につきましては、地域の医療を担う診療所の経営健全化を図りながら、地域に密着した町民に信頼される医療機関を目指してまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億4,313万2,000円で、前年度当初比0.8%の減となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、医療給付費の支払い及び保険料の賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、町は徴収事務と町民に対する窓口業務を行っております。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり1億9,546万円で、前年度当初比9.6%

の減となっております。

次に、介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましては、公平な介護認定を行い、適正な保険給付に努めるとともに、第5期介護保険事業計画に基づき、介護予防事業を積極的に推進してまいります。

予算の総額は、歳入歳出ともに別冊予算書のとおり17億3,740万8,000円で、前年度当初比2.8%の増となっております。

続いて、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましては、地域包括支援センターを中心に、介護予防プランの作成に取り組んでまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり417万2,000円で、前年度当初比2.6%の増となっております。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、年次計画により未整備地区の汚水管渠工事を進めるとともに、工事費の削減に努めながら、普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり11億4,924万4,000円で、前年度当初比1.2%の増となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、農業集落排水施設は5地区が順調に稼働しておりますが、さらなる処理施設の効率的な稼働を目指し、経費の削減に努めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億7,926万2,000円で、前年度当初比0.2%の増となっております。

次に、水道事業会計につきましては、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化及び省力化に努め、良質なサービスの向上に努めてまいります。

予算の総額は、別冊予算書のとおり収益的収入及び支出の予定額は7億7,991万4,000円で、前年度当初比16.0%の増となっております。また、資本的収入の予定額は3億9,967万4,000円で、支出の予定額は6億3,389万円となっております。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成26年度城里町予算総額は、合併後最大規模の190億7,578万8,000円となっております。

予算編成に当たりましては、復旧復興事業としての本庁舎の再建という大きな事業を執行中であり、厳しい財政状況の中ではありますが、第1次総合計画後期基本計画に盛り込まれた施策や重点施策を着実に推進するため、今後とも町民との対話、町民との協働を基本とし、「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまちづくり」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

これから「元気な城里づくり」を町民・議会・町が互いにこれまで以上に協調しながら、一丸となって取り組み、城里再生の芽を開花させてまいりたいと考えております。改めて議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いするとともに、本臨時会に提案いた

しました各会計予算案につきまして、十分なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

-
- 承認第13号 専決処分第13号（平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第2号）の承認を求めることについて
 - 承認第14号 専決処分第14号（平成26年度城里町国民健康保険特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
 - 承認第15号 専決処分第15号（平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
 - 承認第16号 専決処分第16号（平成26年度城里町介護保険特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
 - 承認第17号 専決処分第17号（平成26年度城里町公共下水道事業特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
 - 承認第18号 専決処分第18号（平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
 - 承認第19号 専決処分第19号（平成26年度城里町水道事業会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
 - 議案第49号 平成26年度城里町一般会計予算について
 - 議案第50号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第51号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第52号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算について
 - 議案第53号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
 - 議案第54号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
 - 議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小松崎三夫君） これより日程第3、承認第13号 専決処分第13号（平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第2号）の承認を求めることについてから日程第16、議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計予算についての14議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成26年第3回城里町議会臨時会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第13号 専決処分第13号（平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第2号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億

1,352万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,495万1,000円としたものです。

歳入では、町税、地方消費税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金及び諸収入を追加したものです。

歳出では、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費を追加したものです。

次に、承認第14号 専決処分第14号（平成26年度城里町国民健康保険特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。まず事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億632万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,363万4,000円としたものです。

歳入では、国民健康保険税、使用料及び手数料、国庫支出金、共同事業交付金、繰入金及び諸収入を追加したものです。

歳出では、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費及び諸支出金を追加したものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,939万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,487万7,000円としたものです。

歳入では、診療収入、使用料及び手数料、繰入金を追加したものです。

歳出では、総務費及び医業費を追加したものです。

次に、承認第15号 専決処分第15号（平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,784万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,645万2,000円としたものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料、使用料及び手数料、繰入金及び諸収入を追加したものです。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を追加したものです。

次に、承認第16号 専決処分第16号（平成26年度城里町介護保険特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。まず保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,040万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,799万円としたものです。

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を追加したものです。

歳出では、総務費、保険給付費及び地域支援事業費を追加したものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ138万9,000円としたものです。

歳入では、サービス収入を追加したものです。

歳出では、サービス事業費を追加したものです。

次に、承認第17号 専決処分第17号（平成26年度城里町公共下水道事業特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,415万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,284万8,000円としたものです。

歳入では、繰入金を追加したものです。

歳出では、下水道事業費を追加したものです。

次に、承認第18号 専決処分第18号（平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ810万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,729万4,000円としたものです。

歳入では、使用料及び手数料、繰入金を追加したものです。

歳出では、農業集落排水事業費を追加したものです。

次に、承認第19号 専決処分第19号（平成26年度城里町水道事業会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。まず収益的収入及び支出において、収入支出予算の既決の予定額にそれぞれ3,685万7,000円を追加し、収入支出の予定額をそれぞれ1億5,435万6,000円としたものです。

収益的収入では、営業収益及び営業外収益を追加したものです。

収益的支出では、営業費用を追加したものです。

次に、資本的支出においては、建設改良費に4,080万円を追加し、支出予定額を4,080万円としたものです。

次に、議案第49号 平成26年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ114億9,400万円で、前年度当初比28.5%の増であります。

厳しい財政環境の中での予算編成であります。予算の執行に当たりましては、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりのため、全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

次に、議案第50号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億5,930万6,000円で、前年度当初比4.3%の増であります。

次に、施設勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,313万2,000円で、前年度当初比0.8%の減であります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び

保険給付事業の充実に全力を傾注し、また町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまい
る決意であります。

次に、議案第51号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります
が、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,546万円で、前年度当初比9.6%の減であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を
図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいりる決意であります。

次に、議案第52号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算についてであります
が、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億3,740万8,000円で、前年度
当初比2.8%の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ417万2,000円で、前年
度当初比2.6%の増であります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により
要介護状態になった方に対し、共同連帯・相互扶助の理念に基づいた介護給付の提供を実
施し、また適切な介護予防給付サービス計画を策定し、町民の期待と信頼にこたえてま
いりる決意であります。

次に、議案第53号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります
が、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,924万4,000円で、前年度当初比1.2%の増
であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に全力を傾
注し、町民の期待と信頼にこたえてまいりる決意であります。

次に、議案第54号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであり
ますが、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,926万2,000円で、前年度当初比0.2%の増
であります。

予算の執行に当たりましては、農村集落における生活環境の整備及び公共用水域の水質
の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいりる決意であります。

次に、議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計予算についてであります
が、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

収益的収入及び支出については、収入支出予定額それぞれ7億7,991万4,000円で、前
年度当初比16.0%の増であります。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入予定額が3億9,967万4,000円で、資
本的支出予定額が6億3,389万円であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の安定供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

以上、承認7件、議案7件の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

質 疑

○議長（小松崎三夫君） それでは、議案の質疑に入ります。

なお、質問回数は3回までとし、質問時間は60分以内となっております。

初めに、承認第13号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第14号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第15号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第16号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第17号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第18号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第19号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） ただいま16番小坪 孝君、14番鯉渕秀雄君、12番杉山 清君から議案第49号 平成26年度城里町一般会計予算に対する修正動議が提出されております。

この動議は、所定の発議者が連署されておりますので、成立はいたします。

ここで、議会事務局長に議案第49号に対する修正案を配付させます。

〔修正案配付〕

これより議案第49号 平成26年度城里町一般会計予算についてとあわせて修正案を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 議案第49号 平成26年度城里町一般会計予算に対する修正案について説明をいたします。

4ページをお開きください。

歳入、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、増減、減1億1,690万円、財政調整基金繰入金7億110万円。

22款町債、1項町債、1目総務費、増減、減3,310万円、合併特例事業債2億9,600万円。

5ページをお開きください。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、10目庁舎建設費、増減、減1億1,491万1,000円、事務用備品購入費1,000円。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、増減、減20万円、補助金940万円、4目観光施設費、修繕料1,248万8,000円、健康増進施設指定管理料4,000万円。

6ページをお開きください。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、増減、減3,489万5,000円、実施設計委託1,000円。

12款公債費、1項公債費、2目利子、増減、増6,000円、端数調整であります。

以上、よろしく審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） これより修正案に対する質疑に入りますが、注意点を申し上げます。

質疑は、あくまでも議案となっている事件について、議員各位が賛否などの態度決定ができるよう、不明な点についての提出者へ求めるものでございます。したがって、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんので、申し添えます。

なお、質疑の相手については、修正案提出者のほかに、原案の提出者及び説明のための

出席者に対しても意見を聞くことができます。

また、質疑については、質疑の相手を述べてから発言をお願いします。

なお、質疑者は、自席でお願いをいたします。また、答弁者は演壇のほうでよろしくお
願いをいたします。

それでは、修正案についての質疑を求めます。

8番阿久津則男君。

○8番（阿久津則男君） 質疑をいたします。答弁、杉山委員長、よろしくお願いします。

4月、5月、6月と議会で当初予算が否決されたわけですが、町の行政が停滞
しております。今回修正案が提出されましたけれども、なぜもっと早く修正案が提出でき
なかったのかをお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） この件に関しては、4月23日に予算特別委員会を開いて、予算
に対しては否決という形をとったわけではありますが、その後、執行部より、まず歩み寄
りが一つもなかった。また、委員会4回、協議会は2回を開きました。そういう中で、委員
会には執行部、一部の委員会には課長が出ましたが、町長の出席を3回求めましたが、そ
ういう形の中で、歩み寄りがとられなかったということが一番の要因であります。

修正案という形の中で、私たちは先月27日の議会前に、25日に協議会を開きました。そ
の席で、最終落としどころという形の中で、歩み寄りができるものだと考えておりました
が、その席でも一歩も譲れないという形で、そういった形になったことであります。

以上の形ですが、もっと詳しくあれですか。何か要点だけで。

○8番（阿久津則男君） それはそれで結構です。

○12番（杉山 清君） はい、わかりました。

○議長（小松崎三夫君） いいですか。

8番阿久津則男君。

○8番（阿久津則男君） 自分の意見は言えないんですね。

○議長（小松崎三夫君） はい。

○8番（阿久津則男君） 町の行政が停滞していることは事実だと思うんですが、この町
の行政が停滞していることに対して、責任は感じているのかどうかをお伺いします。杉山
委員長をお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 大変感じております。それがために、執行部から歩み寄りがな
い中、私も委員長、副委員長で再三執行部に問い合わせをしました。そして、この間、
要するに委員会4回、協議会2回という形で、6月25日の協議会には町長には出席いただ

きましたけれども、歩み寄りが図れなかったという形であります。

本来は、きょうまで来る前、先月の27日が最終落としどころという形の中で私たちは協議してまいったわけでありまして。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 8番阿久津則男君。

○8番（阿久津則男君） 同じく委員長にお願いします。

この修正案の提出をしない理由をです、先ほども聞いたんですが、ちょっと執行部との歩み寄りができなかつたというのはわかるんですが、修正案を提出できなかつた、提出しなかつた理由をちょっともう一度お願いします。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） お答えします。

この件については、7名プラス要するに1名という形の中で協議を再三してまいりました。修正案を出す中で、今回も科目設定が2点ありましたけれども、要するに人それぞれの考えをまとめるに当たって、この科目設定1,000円を出すことも大変な形だったわけです。これが、例えばゼロだったら、凍結という形になりますよね。そういうものを協議して、話し合いでできることならばという思いの中でやってきたのは事実であります。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

9番桐原健一君。

○9番（桐原健一君） 杉山委員長、お尋ねします。

7款商工費の観光費なんですけれども、960万円から940万円の20万円の減なんですけれども、これ、どの事業なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 3目観光費、20万円ではありますが、桐原議員の質問に答えます。

これは鮎釣り大会であります。実は昨年、鮎釣り大会、大人の方の要するに大会ができなかつたという形もありますが、そういった形の経緯を踏まえ、もう一回ゼロベースで考えていただければということで、20万円減という形をとりました。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 9番桐原健一君。

○9番（桐原健一君） 杉山委員長もご存じのとおり、これ、この事業は、那珂川悠々倶楽部、代表、梶山さんなんですけれども、これ、那珂川鮎釣り茨城大会ということで毎年行っている事業で、要するに私も二、三回来賓で行ったことがあるんですけども、本当に新潟、北、全国からアユ釣りの釣り師が集まって大会をやるんでありますが、本当に嵐

山という、茨城の有名な嵐山の御前山をバックにして、御前山大橋の上流を友釣りするという大会なんです。それで釣った魚はお金にかえて、毎回5万円を社会福祉協議会のほうに寄附しているというこの鮎釣り大会なんであります。

これ、確かに2年前は、アユの産卵時期に台風が起こりまして、確かに昨年、一昨年とアユが見えなかった時期がありますが、いずれにしても、その時期はやはり身障者の魚のつかみとり大会ということでやっております、これ、福祉関係で大変よいことだと思います。なぜこれを削ってしまうのかなって私、不安だったので、ちょっとお聞きしました。答弁はいいです。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

10番小林祥宏君。

○10番（小林祥宏君） 1つ、杉山委員長にお伺いいたします。

10番小林祥宏でございます。

ご承知のとおり、平成26年度予算、可決される展開に至った折、一日も早く予算の成立を願っておるところでございますが、ただいま当初予算に対して修正動議提出がされました。この点について、まず1目学校管理費、3項中学校費、13節実施設計委託料、桂中の体育館3,489万6,000円を当初予算で計上しておりましたが、ゼロ円に等しい科目設定のみの1,000円という修正がありました。この点についてご説明をお願いいたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 小林議員にお答えします。

この件は、大変悩んだところであります。もちろん現場も私も見てまいりました。そういう中で、もちろん要するに庁舎の備品購入に関しても、随意契約の中で、今まで要するに明細書が出てこない、そういう形もありました。それで、これは議員、執行部とさらに協議をして進めるために、科目設定1,000円という形をとりました。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 10番小林祥宏君。

○10番（小林祥宏君） それから、ちょっとまたお伺いしたいと思います。この予算は、ご承知のとおり、平成25年の第1回定例会において、町の施政方針に基づき、老朽化に伴う桂中学校屋内運動場建設に向けた基本設計委託料が計上されております。これは945万円でしたが、この点については、特別予算委員会において慎重なる審議をし、平成25年3月21日、原案のとおり賛成多数で可決しております。

そして、今回は、その基本設計に基づいて、平成26年度当初予算に上程前に執行部から説明があったわけでございます。今回、実施設計委託料がなぜ修正になったのか。これ、

難しい問題と杉山委員長言いましたけれども、もう一言具体的にお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 議員というものは、私は思うんですが、町民のほうに目を向け、耳を傾けているというのが一番大事だと思うんです。要するに、1回予算通した、私はそれはわかります。ただ、やっぱり不審がある以上は、そこで原点に回帰ということが一番大事な点ではないでしょうか。

そして、要するにゼロで出したわけじゃありません。要するに口開けがあるわけですから、その辺をよくお考へいただければと私は思います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 10番小林祥宏君。

○10番（小林祥宏君） よくその内容はわかりましたが、存置項目1,000円ということで、これから向いて早く立ち上げて、子供たちのために建設に向かってよろしくお願ひいたしまして、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

3番菌部 一君。

○3番（菌部 一君） 私は、杉山議員にお伺いをしたいと思います。

ただいま議員提出予算修正案が出されました。その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

4月22日から本日まで、定例会、臨時会を開催されましたが、その中での議員提出予算の中身は一般会計のみであります。一般会計のみとするならば、他の城里町国民健康保険特別会計を含む6特別会計予算案をなぜ否決されたのかお伺ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 予算特別委員長に、菌部 一議員にお答へします。

まず初めに、菌部議員が言った4月22日の予算特別委員会はやっておりません。4月23日であります。

それと、特別会計については、一般会計からの繰り入れという形の中で連動しているという考へのもとで、要するに反対をしたわけであります。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 3番菌部 一君。

○3番（菌部 一君） 私は会期から申し上げました。23日ということで訂正をさせてい

ただきます。

それでは、一般会計と特別会計は、確かに一般会計と特別会計は連動するとは思いますが、やはり独立しているものもあると思いますので、そういう点で、十分に議論の上で否決されたのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 再度、菌部 一議員にお答えします。

まず、私たちは合併後、毎年毎年、歳入の税金、また諸経費、また要するにいわゆる国保、そういう形の中で、滞納問題を予算委員会の中で練ってきたわけですね。そういう中で、やはり滞納がある予算については、やはりこれは連動という形の中で、反対するという形をとったわけであります。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 3番菌部 一君。

○3番（菌部 一君） どうもありがとうございました。

以上で私の質疑は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

15番根本正典君。

○15番（根本正典君） それでは、杉山委員長にお伺いをいたします。

まず、4ページ、歳入の件についてお伺いいたします。

19款繰入金の中の財調を調整しているわけですが、これ、繰入金といいますと、7つ8つあるわけですし、その中で、財調からの繰入金において修正を行ったということの理由はどのような理由からなのでしょう。

同じことを22款の町債、合併特例事業債を調整したということについても、同じことをお伺いいたします。どのような理由に基づいてここを調整されたのか。

それから、5ページになります。歳出なんです、庁舎建設費の事務用備品購入ということで、これ、科目設定は問うておりません。1,000円の科目設定が上がっておりますので、全くやらないということではないんだらうというふうには理解ができますが、ただ、初期のころ、ゼロだというような話も聞いておりましたので、プラスですね、非常に減額の金額大きいと。1億1,491万1,000円を減額して、本当に科目設定のみの1,000円ということになりますと、これはやらないということではないとは言っても、規模的に相当大きな減額を考えていらっしゃるのか。それじゃないと、1億円からのお金を落とすということについては、ちょっと私には理解できないことがありますので、ほとんど古い物を使うよというようなことで、これだけの財源調整をやったのかというようなことをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 根本議員の質問にお答えします。

歳入に関してですが、原案との兼ね合いがありますので、企画財政課のほうより説明をさせます。

それと、5ページ、総務費、事務用備品購入費1,000円、これについては、再三委員会の中で明細書を執行部に提出していただきたいと申し入れをしておりましたが、その要するに明細書が提出されていない、そういう形の中で、今回は口開けという形で1,000円を計上させていただきました。

以上です。

○15番（根本正典君） 歳出に関しては。歳出が残っているんですけども。歳出も残っていますけれども。歳出に関しても質問していますんで。

それと、説明というのはどういうこと。まあ、2回目にやります。

○12番（杉山 清君） 歳出。

○15番（根本正典君） 歳出聞きましたよ。今説明したのは、歳入の件……

○12番（杉山 清君） そうですよ、そうです。明細書の件。

○15番（根本正典君） 歳出の件について、私……

○12番（杉山 清君） 言いましたよ、今。

○15番（根本正典君） 備品のこと言いましたか。

○12番（杉山 清君） はい。もう一回言いますか。

○15番（根本正典君） じゃ、私、聞き漏らしたかもしれません。

○12番（杉山 清君） もう一回言います。

○15番（根本正典君） 申しわけないんですが、もう一回。

○12番（杉山 清君） もう一回、はいはい、わかりました。

備品購入の件に関しては、委員会で慎重審議してきたわけではありますが、そのもととなる明細書が執行部側から委員会に提出されなかったという形の中で、今回は、今後、9月の議会に向けての口開けという形の中で、1,000円を計上させていただきました。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 15番根本正典君。

○15番（根本正典君） では、2回目をお伺い……

〔発言する者あり〕

○15番（根本正典君） ちょっと待ってください。2回目に行く前に、これ、議員提案でしょう。

○議長（小松崎三夫君） そうですね。

○15番（根本正典君） 議員提案が、歳入との関係があるからって、何で執行部が答弁しなくてはならないんですか。だって、自分でやったものであるんであれば、答えられえ

るはずでしょう。私は杉山議員に対して答弁を求めているんですから、執行部には求めて
ません。議長、このところをお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 2回目、質問にお答えします。

この予算については、執行部側と調整の上での予算ということで、要するに原案との兼
ね合いがありますので、執行部に説明を求めるという形です。よろしくをお願いします。

○15番（根本正典君） それじゃ、もう3回目ということで結構なんですけれども、私
にはちょっとですね、答弁いただくのは杉山委員長ということで、議員提案でもある。議
員提案ということは、議員も相当考えて、自分たちの考え方というのはあるはずだと思
うんです。それをお伺いしているんですね。

ですから、なぜここで執行部が答弁をしなくてはならないのか。当然、歳出をいじるん
であれば、連動しているものですから、歳入もいじらなくてはならない。帳じりは合わせ
なくてはならない。その帳じりの合わせ方の問題として、一体ここを使ったということは、
どういう理由に基づくものなんですかというふうに聞いていますから、やった本人であれ
ば、答えられないという理由はないはずであります。ですから、提出者に対して答弁を求
めているわけでありまして。

それと、事務用品の金額に関しては、明細リストが執行部側から提出されなかったとい
うことではありますが、1億円からのお金を落とすということで、なおかつ4月からもうこ
れ、やっているわけですから、明細リストがないということで、じゃ、それをいきなりゼ
ロにするというのは、実際問題として、ほとんどを古い物だけでやるなんていうことは不
可能だと思うんですよ。ですから、その辺に関しては、明細は実質は出ていませんが、皆
さんの考え方として、どの程度の調整というものを考えているんだと。もうほとんど古い
物を使うのか、何割ぐらい使える物があるとお考えなのか、その辺のところをちょっとお
聞かせいただきたいということです。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 根本議員の質問にお答えします。

まず、歳入に関しては同じであります。

それと、備品購入に関しては、例えばですね、私が要するにこれ、それじゃ私、反問権
使えますか。

○15番（根本正典君） いや、どちらでも結構ですよ。どちらでも結構です。

○12番（杉山 清君） 反問権使えますか。

○15番（根本正典君） はいはい。どうぞ。

○12番（杉山 清君） 事務用品に関しては、私は議会の例えば控え室、また議場につ

いても、七会に机、いすがあると。そういう中で、そういったものを使っただけならばという形で、執行部側も職員のいす、テーブルが要するに減額になったわけですね。ただ、要するにここで3割削るとか、7割削るじゃなくて、もう一つ、要するにゼロベースの要するにテーブルについて、そして協議をした中で、歩み寄りをしましょうと。

ですから、例えばそれが90の10になるか、10の90になるかということはないでしょうけれども、そういう形の中で歩み寄りをしましょうということを出した額であります。この辺をご了承いただければと思います。

○15番（根本正典君） 議長、そうすると、私のほうから、今何で私がそういう質問をしたかということについてお話をさせていただいていいわけですね。

○12番（杉山 清君） はい、わかります。

○15番（根本正典君） わかりました。

まずです……

○議長（小松崎三夫君） ちょっといいかい。これ、議長の権限で反問する場合には、議長に許可をもらわないとだめなんですよ。

○12番（杉山 清君） いや、だから、それは違います。反問使えますかということと言ったわけですから、その場合には、要するに議長のほうにある……

○議長（小松崎三夫君） そういうものですから。

○12番（杉山 清君） はい、わかりました。

○議長（小松崎三夫君） 反問でやりますかということと言っただけであって、反問権を使ったわけじゃない。反問でやるわけじゃないですね。だから、終わった時点で挙手をして議長に許可を得ないと、反問はできないということですよ。

○15番（根本正典君） 私が反問していいんですか。

○議長（小松崎三夫君） だめです。

○15番（根本正典君） では、なぜ私がこのようなことを聞いたかということで、逆にこっちから説明をするというふうな形になってきたかと思います。

まず、歳入に関しましては、今回のこの議案というのは、議員提案という形でなされているわけですね。ですから、当然議員が金額も修正するし、それは歳入歳出どちらにおいても議員がつくると。この議案を議員がつくると。ですから、議員提案ということになると思うんですよ。であるのであれば、つくった本人が、例えば事務用品……、ごめんなさい。これ、歳出になってしまいましたね。財政調整基金繰入金ですね、これからこれをなぜここで調整しようとしたのかということをお伺いしているわけです。

ですから、例えば私が考えるのであれば、じゃ調整基金がほかにも7つ8つ繰入金があります、確かに。でも、財政調整基金が一般財源扱いとなるから、一番調整に使いやすいというふうな形だと思うんですよ。なぜそれを答えていただけないんですか。ちょっと私、理解ができない。やった本人であるのであれば、それ、わかっているはずですよ。

総務費の今の町債についても、合併特例事業債というものを調整に用いております。これについても、予算の中で、この中から例えば体育館の設計費も持ち出しだから、これから調整をするのがやっぱり一番望ましいだろうと、私はそういうただ答弁を求めていたわけですよ。なぜこれをそういうふうな形で使ったのか、私が聞いているのはそういうことです。

それから、庁舎建設費の事務用備品のことについてですが、これについても、もう既に最初は反対という言葉を使って、もう3カ月が経過しているわけです。なおかつ、これ、恐らく今度の9月にこれが上程されまして、何らかの形で決定を見ないと、現実としては備品の調達が間に合わないというようなことになるのではないかと私自身は考えておるわけです。

ですから、それには、いわゆる調達の方法というか、どのような形で物を使っているんだと、規模の問題が一番大きいと思う。どうしてかというと、やはり7割も8割も古い物を使うということであれば、附帯する仕事、事務の側ですね、それなりにふえてくるはずですよ。例えば、じゃだれが、どうやって、いつ、それをどういう基準に基づいて使えるか使えないか判断するか、こんなことはもうとっくにやってないとおかしいはずですよ。じゃなかったら間に合うわけがない。

あと、9月定例といいましても、もうあと1カ月ぐらいの後に迫っているわけですから、9月の当初には9月定例。今何にもやっておかなくて、9月定例にそれが間に合うんでしょうかということが私の考え方です。

ですから、リストが提出されないからといって、何も考えていないということはありませんでしょうというのが私の考え方です。

以上です。

○12番（杉山 清君） 4回目に答えるの。

○15番（根本正典君） いや、私はもう別に3回やりましたから。

○議長（小松崎三夫君） じゃ、答弁はいいですか。

○15番（根本正典君） 答弁はいいですよ。私が今言ったことに対しまして、反問権を使うということだもんで、そのことに対して話をしただけですから。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

5番三村孝信君。

○5番（三村孝信君） 執行部、町長に尋ねます。

否決をした杉山委員長を初めとする議員から、歩み寄りがなかったというお話があったんだけど、こういった今回の修正案のような具体的な数字は、これまで内外で提示があったのか、それを答えてください。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 私としては、特別そういう記憶はないんですが、各課長さんを通して、そういうそのあれをあったのではないかなと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

○5番（三村孝信君） これ以上は水かけ論のような形になってもと思うんですが、ただ、杉山委員長にお聞きします。大事な点です。

この一般会計予算案を否決した時点で、この数字を持っていたのか、これ、正直に答えてください。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 三村議員の質問にお答えします。

今、この案を持っていたのかということではありますが、総合的にまとめた中での要するに予算であります、今回は。そういう中で、今まで3カ月協議をした中で、いろいろなことが出てきました。その総括であるということでもあります。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

○5番（三村孝信君） 今の話から、数字はなかったということはわかっていたでしょう。

私は、議員たるもの、議会運営において、やはり予算案を否決するというのは非常に重大なことであります。この権利を使うのであれば、速やかな修正案を提出して、町政がおくることがないようにするというのが務めであるというふうに思っています。

ただなれ合いの議会が多い中で、こうして審議を尽くしてきた否決した議員の態度も認めますけれども、ただ、残念なことは、今申し述べたように、もう少し迅速な対応をしてほしかったということでもあります。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 答弁する。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 三村議員のほうから、速やかなという形の今、質問の中に入れて、こちらに振っていただきました。

これは、どちらが速やかな形にとるのが当たり前なんでしょうね。やはり議会はチェック機能です。そういう中で出した決定を、やはり投げたボールは、執行部側からワンバウンドでもツーバウンドでも、要するに投げ返すというのが当たり前のものではないかと私は思います。

やっぱり議会は町民のほうに目を向け、耳を傾けてやる。執行部よりで議会がやるという形では、これからは通らないと思う。地方議会が本当にこれからね……

○議長（小松崎三夫君） 杉山議員……

○12番（杉山 清君） はい。

〔発言する者あり〕

○12番（杉山 清君） ですから、そういう形です。よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 修正案に対する質疑はなしと認めます。

次に、原案となります議案第49号 平成26年度城里町一般会計予算についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第54号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第55号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

討 論

- 議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。
初めに、承認第13号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第14号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第15号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第16号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第17号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第18号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、承認第19号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
-

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第51号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第52号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第53号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第54号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第55号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

初めに、承認第13号 専決処分第13号（平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第2号）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第14号 専決処分第14号（平成26年度城里町国民健

康保険特別会計暫定補正予算第1号)の承認を求めることについてを採決をいたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(小松崎三夫君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(小松崎三夫君) 次に、承認第15号 専決処分第15号(平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定補正予算第1号)の承認を求めることについてを採決をいたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(小松崎三夫君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(小松崎三夫君) 次に、承認第16号 専決処分第16号(平成26年度城里町介護保険特別会計暫定補正予算第1号)の承認を求めることについてを採決をいたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(小松崎三夫君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(小松崎三夫君) 次に、承認第17号 専決処分第17号(平成26年度城里町公共下水道事業特別会計暫定補正予算第1号)の承認を求めることについてを採決をいたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(小松崎三夫君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(小松崎三夫君) 次に、承認第18号 専決処分第18号(平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定補正予算第1号)の承認を求めることについてを採決をいたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(小松崎三夫君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(小松崎三夫君) 次に、承認第19号 専決処分第19号(平成26年度城里町水道事業会計暫定補正予算第1号)の承認を求めることについてを採決をいたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(小松崎三夫君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号 平成26年度城里町一般会計予算についてを採決をいたします。

初めに、先ほど提出されました修正案についてを採決をいたします。

議案第49号に対する修正案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

続いて、修正議決した部分を除く原案についてを採決をいたします。

修正部分を除いたものを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第54号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計予算についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治君。

○11番（南條 治君） 緊急動議、町長不信任動議を提案させていただきます。

○議長（小松崎三夫君） ただいま11番南條 治君から町長不信任の動議が提出されました。

会議規則第16条の規定により、動議は1人以上の賛成者が必要です。

お諮りをします。

賛成する方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

ただいまから議会運営委員会を開催いたしますので。

午後 3時40分休憩

午後 4時30分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に成立しました町長不信任の動議を日程に追加し、追加

日程第1とし、直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 賛成多数です。したがって、町長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

ここで事務局長に資料を配付させます。

〔資料配付〕

発議第4号 城里町長の不信任決議案

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第1、阿久津町長不信任決議案についてを議題といたします。

提出者に提案理由を求めます。

11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは、町長不信任の提案理由をいたします。

阿久津藤男町長に対する不信任を提案、要求いたします。

去る4月23日、議会予算特別委員会が開催され、4月30日の議会定例会に向けて協議が行われました。夕方6時過ぎごろまで真剣に質疑が行われました。審議が不十分と判断し、さらなる審議の継続を求めましたが、拒否をされました。4月30日までの7日間、協議どころか、審議資料の提出もないまま、4月30日の本会議の強行採決が行われ、賛成少数により予算が否決となりました。その後、5月21日の臨時議会、そして6月27日に定例会が開催され、再度賛成少数により三たび否決されました。この間、役場職員、三村総務課長、高松企画財政課長らの非公式な協議を常時何度も行い、さらに公式な総務民生常任委員会では5回にわたり議論を重ねてきました。

また、3度目の本予算審議の6月定例会に向けて、6月12日木曜日に開催しました総務民生常任委員会において、事前に町長の出席を求め、本予算の修正協議を予定しておりました。しかしながら、町長がその席上に出席せず、最終的な協議ができずに終わりました。

これまでの事態の收拾に向けた予算協議中、阿久津町長の口から、一度もその政治的、政策的な考えや修正案が示されることはなく、阿久津町長自身の予算をどうしても通したいという強い意思が全く感じられず、その町長としての主体性もなく、また多くの町民の方々も注目するさまざまな疑惑に対する答弁もこれまで一切されておりません。

また、町長は、議員が求めた本予算を協議する重要な総務民生常任委員会の会議の出席を再三にわたり無視してきました。正式に町長の出席を要望した6月12日の総務民生委員会には、県庁に行くという理由で出席しませんでした。しかし、その事実、委員会会議中、町長は本年度の予算を提案する最高責任者である責務、仕事を放棄し、役場庁舎内の

町長室にいたのであります。委員会に出席したくないとの個人的な感情から、役場の職員と口裏合わせをし、役場にいないとうそをついてまで、あげくの果てには、町長公用車の使用時間が記載された日報の改ざんという公文書偽造の罪を犯す偽装工作をしてまで委員会の出席を拒みました。

また、6月の下旬から今日まで、町内の各種団体の総会等の集まり、公務にも出席せず、役場にもほとんど在庁しておりません。役場の職員ですら、町長の所在が明確に把握できない異常な事態にあることも事実であります。もしこのようなときに大震災、大地震が城里町を襲った場合、町、町民のために迅速に、そして的確に対応できるのでしょうか。

また、各種新聞関係の取材からもいつも逃げているとも聞いております。

ここで、大きな疑問であります。町長はいつも役場にいませんが、一体どこに出かけて、何をしているのでしょうか。

町長提案の平成26年度予算が3度も否決され、町長がみずから事態の打開に向けた対策を練り、真摯に議会対応をしていかなければならないこの時期に、何の対応及び発言、指示もせず、役場の職員に全部丸投げでは、行政の長としてのリーダーシップはもちろん、町長としての責任を全く果たしていないと言わざるを得ません。

町長は、町の執行権者として最大の権力を持ち、2万人余りの町民の負託にこたえるべき全責任を持っているにもかかわらず、議員、議会はもとより、町民に対しての一切の責任を負っておらず、町長としての最低限の仕事も完全に放棄をしています。今の城里町には、羅針盤もコンパスも海図もない小船が大海の中を木の葉のように漂っており、いつ波に飲まれて沈没するかわからない危険な状況にあります。

以上のことから、町長は自己の政治的運営能力と執行権者、城里町のリーダーとしての責任、覚悟を全く持ち合わせていないことを自己認識し、阿久津藤男氏は町長を即辞任すべきであります。

そしてまた、先ほど町長のお話の中に、金額等について把握をしていないというようなお答えがありました。これについても、反対した議員の中で町長と協議を持って、数字的なものを打ち合わせをしたことは事実であります。

最後に、これまで3度否決された本予算であります。今、臨時議会において平成26年度予算が可決いたしました。今回予算が可決した理由は、阿久津町長が懸命に努力をした結果では全くもってありません。何もしなかった、そして何もできなかった阿久津町長にかわり、各議員の熱意、各役場職員の努力、そして城里町の未来を真剣に考えていただいている多くの町民の方々の指導、ご支援のたまものだということをつけ加えさせていただきます。

今、改めて良識のある議員は、町民の負託にこたえることが最大の仕事であることを再認識し、無責任かつ優柔不断な阿久津藤男町長の不信任に同意をしていただきますよう強く求めるものであります。

議員各位のご賛同、ご英断を心よりお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

○議長（小松崎三夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件については、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 異議なしと認めます。よって、本動議は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

反対討論はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 賛成討論はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） ほかに反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） それでは、賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより阿久津町長不信任の動議を採決をいたします。

町長不信任の表決については、地方自治法第178条の規定により、議員数3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。

出席議員は16名であり、議員数の3分の2以上があります。また、その4分の3は12名であります。

採決をいたします。

本件に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決をされました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査につ

いてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第73条の規定によりお手元にお配りをいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第18、総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

総務民生常任委員長より、会議規則第73条の規定によりお手元にお配りをいたしました総務民生常任委員会に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第19、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

教育産業常任委員長より、会議規則第73条の規定によりお手元にお配りをいたしました教育産業常任委員会に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、教育産業常任委員長から

の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君）　本臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会にご提案いたしました専決処分の承認関係につきましてはご理解をいただきましたが、一般会計につきましてはなかなか議員各位にはご理解をいただけませんでした。修正議案を提出していただき、可決されました。ありがとうございました。

いずれにいたしましても、可決いただきました予算につきましては、速やかに執行して、町民の皆様方の不安を解消してまいることができるのではないかと考えております。

ここで、私ごとではございますが、ご報告申し上げます。

約5年間、城里町町長として職務に精を出してまいりましたが、一身上の都合により、8月中には町長職を退職することにしました。議員の皆様方には大変お世話になりましたこと、この席をおかりして厚くお礼を申し上げます。

また、町民の皆様方にも何かとご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

この先、新しい町長のもと、城里町がますます発展してまいりますことを心からご祈念申し上げ、また私も一町民としてご協力していくつもりでございます。

最後になりますが、梅雨も明け、暑い日が続きますが、議員各位には体調管理には十分注意され、城里町発展のため、一層のご理解とご協力をお願いいたしまして、本臨時議会の閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君）　閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には終始熱心なるご審議と議会運営には格別なるご配慮を賜り、心から感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位からのご指摘について、効果的な住民福祉の向上に尽力されることを望みます。

以上で、平成26年第3回城里町議会臨時会を閉会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員